

第四十一回 帝國議會院 地方鐵道法案外四件

地 方 鐵 道 船 舶 便 法 中 改 正 法 律 案

委員會議錄(速記)第四回

(二三四)

大正八年三月四日午後一時四十五分開議
出席委員左ノ如シ

戸水 寛人君

齊藤 壽雄君

降旗元太郎君

川村 精之君

藤井 善助君

古川 清君

中川 平四郎君

鐵道院理事

佐竹 三吾君

正左君

鐵道院理事

前川 虎造君

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

虎造君

高橋嘉太郎君

照藏君

正木

英太郎君

綾部惣兵衛君

西

英太郎君

前川

ニ、是マデハ官權萬能ノ意味ニ於テ政府ガ既設私設鐵道ニ並行シテ鐵道ヲ敷ク場合ニ於テ、非常ナ損害ヲ受ケタニ拘ハラズ何等補償等ノコトヲヤマニテ居ラレマセヌガ、此法律ニ於テハ其等ノコトモ規定サレテアリマスノデ、極ク公平ノ進歩シタル改正案ト思テ居リマスカラ、大體ニ於テ贊成ヲ致シマスガ、私ハ茲ニ「ソノ修正ヲ出シタイト思フ」ノデアリマス、其一ハ第三十條ノ第二項トシテ「地方鐵道ノ一部買收セラレタル爲殘存線路ノミニ付營業ヲ繼續スルコト能ハサルニ至リタルトキハ地方鐵道業者ハ該線路及其ノ附屬物件ノ買收ヲ申請スルコトヲ得」下云々條項ヲ加ヘタリト思ヒマス、今一ツハ第三十四條ト致シマシテ「買收ヲ受クヘキ地方鐵道業者カ兼業ヲ營ム場合ニ於テハ其ノ兼業ニ屬スル資產ヲ併セテ買收スルコトヲ得前項ノ場合ニ於テ買收價格ハ協定ニ依ル」此一條ヲ加ヘマシテ、原案ノ三十四條以下ハ順次繰下ダルノアリマス、此法律ニ依リマスト第三十條ニ於テ地方鐵道全部又ハ一部ヲ政府ガ買收セントスルトキハ、地方鐵道業者ハ之ヲ拒ムコトカ出來ナイトアッテ、即チ強制買收ニナツテ居リマス、然ルニ其鐵道ノ一部ヲ買收セラレタルガ爲メ、殘存セル一部ノ鐵道ガ收益少クシテ、營業ヲ繼續スルコトガ出來ナイト云フ場合ニ、何等之ニ關係セズシテ、政府ノ必要トスル所ダケ買收スルヲ以テ請シテ、政府ニ買收セラレルノ途ヲ開イテ置クコトハ穩當ト足レリトスルコトハ、鐵道業者ニ對シテ實ニ苛酷ノコト、思ヒマスノデ、其殘存セル部分が營業ヲ繼續スルコトノ出來ナイヤウナ場合ニハドウグはヲモ買^セテ戴キタイト云フコトヲ申シテ居ル場合ニ、兼業ノ買收ノ規定がナインデアリマス、ソレデ鐵道ノ營業ト其兼業が餘りニ縁遠クシテ、併立シ難イヤウナ事業ニシテ、且ツ買收セラレタガ爲メニ、其兼業ノミデハ會社トシテ到底營業シ兼ネルヤウナ場合ニハ、其兼業ヲモ併セテ買收シ得ルノ途ヲ開イテ置クコトハ、會社ニ取^セテモモ、常識カラ考ヘテ見テ、鐵道ト兼營シテ餘リ不相當ナイヤウナ事業ニシテ、且ツ買收セラレタガ爲メニ、其兼業ノミデハ會社トシテ到底營業シ兼ネルヤウナ場合ニハ、其兼業ヲモ併セテ買收シ得ルノ途ヲ開イテ置クコトハ、會社ニ取^セテモモ、既ニサウ云フ考カアリマシタナラバ、豫メ營業ヲモ買收シ得ルト云フ規定ヲ設ケテ置ク方ガ宜カラウト思フノデアリマス依テ此二ツノ修正意見ヲ提出シタ次第ゴザイマス○降旗元太郎君 唯今小林君ノ御提案ニ對シテハ贊成致シマス、殊ニ「スルモノトス」下言ハズニ「スルコトヲ得」トセラレタ所ニ、實ニ用意ノ周到ナルヲ認メマス、故ニ小林君ノ

○御提議ニハ全然贊成致シマス
○林平四郎君 私ハ眼病ノ爲メ前回ニ缺席致シマシタノ
デ、最早ヤ質問モ終タヤウテ甚ダ相濟ミマセヌガ、一箇條ダ
ゲ質問ヲ致シタイト思ヒマスガ、如何デゴザイマスカ
○委員長(法學博士戸水寛人君) ドノ條文デスカ——簡
單ナラバ宜シウゴザイマス
○林平四郎君 三十五條デゴザイマス、此三十五條ニ「政
府ハ其ノ營業廢止ニ因リテ生ヌル損失ヲ補償スルコトヲ得
残存線路ノミニ付營業ヲ繼續スルコト能ハサルニ至リタル
トキ亦同シトアリマスガ、今マデアリマス 鐵道ガ假三十哩
アツ、是マデ六朱ノ利益ノ配當ガアツ、ソレガ五哩買收サ
レタカ爲メニ、後ノ半分デハ六朱ノ配當が出來ナイト云フ
ヤウニナッタ場合ハドウナリマスカ、一寸其事ヲ伺ヒマス
○政府委員(佐竹三吾君) 今ノ御尋ハ三十五條ニハ關
係ガナイヤウデゴザイマス、今ノ御尋ハ十哩ノ鐵道がアツタ
モノヲ五哩買收セラレタト云フトキニ、其買收ノ價格ハドウ
スルカト云フ御尋デスカ
○林平四郎君 條文ハ違ヒマシテモ、サウ云フ風ノ場合ニ
ハドウナリマスカ、ドノ條文デモ宜シウゴザイマス
○政府委員(佐竹三吾君) 其殘リマシタダケデ 营業ヲ
繼續スルコトガ出來ナイ場合ニ 補償ヲスルト云フコトハ三
十五條ノ主旨デゴザイマス、デ其繼續スルコト能ハズト云フ
コトノ認定ニ於キマシテハ、ドウ云フ標準ニ依ルカト云フ御
問デアラウト思ヒマスガ、是ハ前ニモ御答申シマシタ通り、此
標準ヲ定メルコトハ困難デアリマシテ、其場合々々ニ種々ナ
ル事情ヲ綜合致シマシテ、果シテ繼續ガ困難カドウカト云
フコトヲ認定スルノ外ハアリマセヌ、ソレデ唯今此處デ五分
ノ利益ニナッタ四分ノ利益ニナダ、三分ノ利益ニナッタガ爲
メニ、此條項ヲ適用スルカシナイカト云フコトハ申上ヶ兼ネ
ル次第デゴザイマス、ソレハ其場合々々ニ就テ會社ノ從來ノ
營業成績、將來ノ收益ノ見込、地方ノ經濟狀態等ヲ考ヘ
マシテ、適當ニ定メル外ハナイト心得テ居リマス
○委員長(法學博士戸水寛人君) 尚ホ政府委員ニ御尋
致シマスガ、唯今ノ小林君ノ修正ニ對スル御意見ハ如何デ
ゴザイマスカ
○政府委員(佐竹三吾君) 第三十條ノ第二項ニ、一部
買收セラレタ爲メニ、其殘タ線路ダケデ此營業ヲ繼續スル
コトガ出来ナイヤウニナリマシタトキニハ、其殘部ノ買收ノ
申請ガ出來ルト云フコトハ、是ハ政府ニ於テモ同意デアリマ
ス、ソレハ何故カト申シマスレバ、此五十五條ニ於テモ一部
分政府ノ鐵道ト並行或ハ接近シタガ爲メニ、其部分ノ營
業繼續ガ出來ナクナッタ、此場合ニ其部分ニ補償ヲ致シマ
スルガ、更ニ其部分ノ營業ヲ廢止シタ結果、殘タ部分ニ付

テ營業ノ繼續ガ出來ナカツタ場合ニモ、同ジャウニ其補償ノ規定ヲ定メテ居ルノデアリマスカラ、サウ云フ趣旨カラ考ヘマシテ、一部買收ノ爲メニ其殘部ノ營業ノ出來ナイ場合ニハ、矢張政府ハソレヲ買收スル考デ居タノデアリマシテ、三十條ノ規定ニ依テ一部買收シタル爲メニ、會社ガ其殘部ニ付テ營業ノ出來ナクナツタ場合ヲ全然顧ミナイト、斯ウ云フ趣旨デ規定サレタモノデナライノデアリマスカラ、規定ノ趣旨ヲ一層明瞭ニスル爲メニ、一項ヲ御加ヘニナルト云フコトニ付テハ、政府ト致シマシテモ異存ガナインデアリマス、ソレカラ三十四條ト致シマシテ、兼業ヲ買收スルコトノ出來ル規定ヲ設ケルト云フ御修正ハ、是ハ前ニモ申上ダマシテ通り、政府デ必要ト認メマスル、兼業ハ、其時ニ相當ノ方法ヲ講ズル、政府ノ必要ト認メマセユ兼業ハ買收スルコトハ出来ヌト云フコトヲ御答致シタノデアリマスルガ、其意味ニ於キマシテ豫メ茲ニ規定ヲ設ケテ置クト云フコトニ付テハ、政府ニ於テモ異議ハナインデアリマス、ソレデゴザイマスカラ此規定ヲ追加スルコトニ付テハ同意致ス考デアリマス

○委員長（法學博士戸水寛人君） 小林君ノ修正意見ニ對シテ反對ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長（法學博士戸水寛人君） 然ラバ 小林君ノ修正意見ハ全會一致ヲ以テ可決致シマシタ、他ニ御意見ガナケレバ次ニ移リマス、即チ輕便鐵道補助法中改正法律案之ニ付テ御意見ガアリマスカ

○小林源藏君 是ハ原案ノ通り全部賛成致シマス

○委員長（法學博士戸水寛人君） 他ニ御意見ガアリマスカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長（法學博士戸水寛人君） 之モ原案通り可決致シマシタ、次ニ鐵道船舶郵便法中改正法律案

○小林源藏君 之モ政府案通り賛成致シマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長（法學博士戸水寛人君） 然ラバ之モ原案通り可決致シマシタ、少シ不十分ナ所ガアルヤウニ感シマスケレドモ、段々承テ見ルト、大抵私ノ希望モ含マレテ居ルヤウデアリマス、別ニ修正案ハ出シマセヌカラ、第三條ナリ第

三條ナリニ付テ私ノ申シタコトヲ、政府委員ノ方ニモ能ク
御諒承ヲ願^ダテ、或ハ運賃其他ノ運送條件等モ成ベク前以
テ御攻究ヲ願ヒタイト云フコトヲ申上ダテ、私ハ原案ニ異
議ハアリマセヌ

○小林源藏君 私モ政府案ニ賛成デアリマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(法學博士戸水寛人君) 然ラバ本案モ御異議
ガナケレバ原案通り可決致シマシタ、是デ全部終了致シマ
シタ、散會致シマス

午後二時十六分散會

大正八年三月十三日印刷

大正八年三月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局